

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報漏えいその他の事務を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づき、児童養護施設等に入所措置された児童等にかかる費用の全部又は一部について、児童又は扶養義務者の負担能力に応じて、階層認定を行い、費用の徴収を行っており、当該階層認定情報及び債権管理情報をシステムにて管理している。・児童福祉法に基づき、児童に関する相談・措置等を行うとともに、当該相談・措置情報を管理している。 <p>・特定個人情報ファイルは、上記規定に従い、以下のとおり使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">○措置児童ファイル 他事務への情報提供のみ。○費用負担認定ファイル 負担能力の認定及び費用の徴収事務。
③システムの名称	東京都児童相談所情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・措置児童ファイル ・費用負担認定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条4、6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号口、第31条第1号口、第2号口、第5号口 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条1、4、5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 福祉保健局 児童相談センター
②所属長	家庭支援課長 木村 総司 事業課長 栗原 博
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	児童相談センター及び各児童相談所

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 及び 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4127	福祉保健局 児童相談センター事業課 〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-6-1 03-5937-2307
-----	--	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

